

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十六年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハーベスあやめ池店

所在地 奈良市あやめ池北一丁目S四街区一画地及び二画地

二 奈良市から聴取した意見の概要

各種関係法令（地方公共団体の条例を含む。）を遵守し、大規模小売店舗立地法第四条の規定による指針を最大限尊重すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十六年七月一日から同年八月一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで